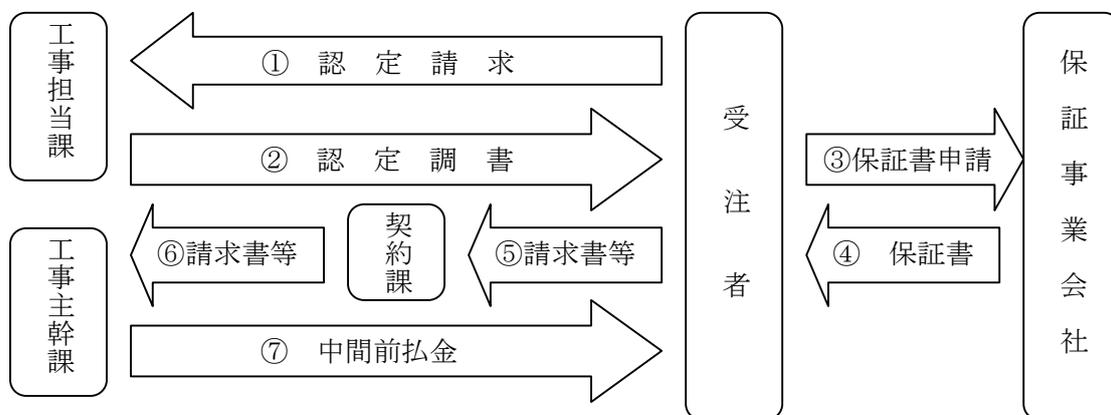


中間前払金に係る手続きの流れ



- ① 受注者は中間前払金を請求しようとするときは、工事担当課に対し、認定申請書に工程表の写し（出来高部分を赤字等で追加記入したもの）及び工事履歴月別報告書を添えて提出する。
- ② 工事担当課は受注者から認定申請書の提出があったときは、速やかに条件を満たしているかどうかを確認し、条件を満たしている場合は、提出があった日の翌日から起算して7日以内に受注者に対し、認定書を交付する。
- ③ 受注者は、浜松市から交付を受けた認定書により、保証事業会社と中間前払金の保証契約を締結し、中間前払金保証証書の発行を依頼する。
- ④ 保証事業会社は受注者と締結した中間前金払保証契約により、受注者に中間前払金保証証書を交付する。
- ⑤ 受注者は請求書に保証事業会社の発行した中間前払金保証証書（原本）を添えて、契約担当課へ提出する。
- ⑥ 契約担当課は請求書（原本）と契約書の鑑（コピー）及び中間前払金保証証書（コピー）を工事主管課へ送付する
- ⑦ 工事主管課は支出命令を起案する（添付資料は請求書（データ）と契約書の鑑（データ）及び中間前払金保証証書（データ）） 受注者から中間前金払の請求を受けた日から起算して14日以内に受注者の指定する金融機関に中間前払金を振り込めるように処理する。